

佐野市「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクトに係る企業版ふるさと納税
マッチング支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

佐野市「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクトに係る企業版ふるさと納税
マッチング支援業務委託

(2) 業務目的

「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクト事業を積極的に推進するため、この事業の趣旨に賛同し、寄附を行う見込みのある企業への働きかけを行うなど、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、多くの企業から企業版ふるさと納税による寄附を獲得し、自主財源を捻出することを目的とする。また、この寄附をきっかけとした、本市と寄附企業との連携や、情報発信の提案などをおして「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクトの更なる関係人口の創出と拡大を図る。

(3) 業務内容

別紙 佐野市「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクトに係る企業版ふるさと納税マッチング支援業務内容説明書（以下「説明書」という。）のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 委託料の算定方法

委託料の算定は、成果報酬型によるものとし、見積書に受託料率を示すこと。

なお、委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内(消費税及び地方消費税別)とする。

2. 提案書提出者に要求される資格要件

提案書提出者は次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当するものでないこと。
- (2) 令和5・6年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿のうち、「役務の提供」に登録されている者であること。
- (3) 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規

定により再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (5) 本業務と同種又は類似する業務の受託実績があること。また、地方創生応援税制に精通していること。

3. 選定スケジュール

実施内容	実施時期（令和6年）
実施手続開始の公告	5月17日(金)
配布資料の交付	5月17日(金)～5月27日(月)
参加表明書の受付期間	5月17日(金)～5月27日(月)
提案書提出要請	5月28日(火)
質問受付	5月28日(火)～6月7日(金)
質問回答期限	6月12日(水)
提案書提出期限	6月17日(月)
審査実施	6月25日(火)（予定）
特定・非特定の通知	6月下旬
契約締結	7月上旬

4. 参加表明書の作成様式及び問合せ先

(1) 参加表明書の作成様式

- ① 参加表明書（別記様式第1号）
- ② 参加資格要件確認表（別記様式第2号）
- ③ 提案企業概要調書（別記様式第3号）

(2) 問合せ先（担当課）

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市総合政策部総合戦略推進室移住・定住係
TEL 0283-20-3012(直通) FAX 0283-21-5120
e-mail: ijuteiju@city.sano.lg.jp

5. 参加表明書の提出期限、提出方法

- (1) 提出期限 令和6年5月27日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所 4.(2)と同じ
- (3) 提出方法 郵送のみとする。また、メール便は不可とする。
- (4) 提出部数 参加表明書等の提出部数は、正本1部、副本5部とする。添付書類は正本にのみ添付すること。

6. 提案書提出者の選定及び非選定に関する事項

参加表明書の添付書類により、本プロポーザルの提案資格を満たす者であるか確認し、その結果を次のとおり通知します。

- (1) 確認を行った結果、提案書の提出者として認められた者に対しては、提案書の提出者に選定された旨と提案書提出要請を書面により通知します。
- (2) 提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知します。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。
 - ① 受付場所 4.(2)と同じ。
 - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(休日を除く)
- (4) 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行います。
- (5) 参加表明書提出後、参加を辞退するときは、辞退届を提出してください。提出期限までに提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなします。

7. 提案書の作成様式、記載上の留意事項

(1) 提案書は、表紙、目次及びページ番号を付すほか、次に掲げる事項に対して作成してください。

① 提案書

提案書(別記様式第4号)は、任意様式、A4版とし、両面使用で10ページ(用紙5枚)以内とし、表紙、目次は含めないものとする。作成にあたっては、説明書及び「10. 最優秀者を特定するための評価方法及び評価基準等」を踏まえ、簡潔明瞭に記載してください。なお、説明書9.(1)~(7)のすべての項目について提案を行うこと。

② 見積書

見積書(別記様式第5号)は、成果報酬型による受託料率を記載すること。

見積書を作成する際には、この業務に関連する一切の費用を含むこと。

(2) 問合せ先 4.(2)と同じ

8. 提案書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 令和6年6月17日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 提出場所 4.(2)と同じ

- (3) 提出方法 郵送のみとする。また、メール便は不可とする。なお、提出後の差替え、加除は不可とする。
- (4) 提出部数 提案書等の提出部数は、正1部、副5部とする。

9. 実施要領及び説明書等に対する質問書の提出期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

(1) 質問の内容

質問の内容は、本実施要領及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 提出期間

令和6年5月28日(火)午前8時30分から

令和6年6月7日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

- ① 質問書（別記様式第6号）を用いること。
- ② 持参、郵送、または電子メールに添付して提出してください。ただし、いずれの方法を用いても受付期間必着のこと。
- ③ 持参による場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時までに提出すること。
- ④ 電話による問合せは受け付けません。

(4) 提出場所 4.(2)と同じ

(5) 回答方法

令和6年6月12日(水)午後5時までに、佐野市ホームページに掲載します。

10. 最優秀者を特定するための評価方法及び評価基準等

(1) 評価

評価は、提出された提案書類により行います。各者の評価点数は、委員の点数を合算し、平均した点数とします。評価の採点における配点は次のとおりとします。

評価項目	評価の視点	配点
1. 業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務（類似事業を含む。）の受託実績及び寄附獲得実績があるか。 ・業務責任者の経歴、実績はあるか。 ・業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。 	30
2. 業務の提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の特性や業務の目的を十分理解し、その目的達成のための手法・手段が具体的に示されているか。 ・寄附依頼企業の選定について、視点が明確で具体的なデータ等に基づいているか。 	60

	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附獲得に有効なPR資料、ベネフィットなどが効果的に作成でき、寄附企業の満足度が高い内容となっているか。 ・寄附企業への提案・交渉・相談の方法について、進め方、ツールの使用、頻度（段階設定）などが適切か。 ・本市と提案者の役割分担は、寄附企業に対して対応すること、実施することなどが明確で適切になっているか。 ・本市と寄附企業が、この寄附をきっかけとした「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクトの更なる関係人口の創出と拡大に繋がる提案になっているか。 ・業務スケジュールが適切で、履行期間内に目標金額の達成が見込める内容になっているか。 	
3. コスト	・本業務に係る見積金額（委託料率）が、適切かつ費用対効果が見込める金額となっているか。	10
合 計		100

※ 最低基準点は、各評価項目に対して6割とし、これを満たさない場合は特定しません（3. コストは除く。）。また、1者だけの応募であった場合も、最低基準点未満の場合は、非特定とします。

※ ベネフィットは、企業が寄附したことで得られる「恩恵」「便益」など

（2）順位の確定方法

提出された提案書等から、各審査委員が採点した評価を項目ごとに平均化した点数の合計が最も高い者を最優秀者とします。ただし、最低基準点を満たした場合に限ります。

最も高い評価点数を獲得した提案者が複数の場合（同点の場合）は、次の順により決定します。

- ① 10.(1)の表内の2.業務の提案内容の評価点数が高い者
- ② 本業務に係る見積金額が低い者

上記においても決定しない場合は、佐野市「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクトに係る企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託提案者選定審査委員会の協議により決定した者とします。なお、審査は全て非公開とし、提案書を提出した者が1者だけの場合でも、提案書等の審査を実施する。

11. 提案書の特定及び非特定に関する事項

審査結果は、次のとおり通知します。

- (1) 提出された提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面により通知します。
- (2) 提出された提案書が最優秀とならなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知します。

- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、市長に対して非特定理由について説明を求めることができます。

なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。

- ① 受付場所 4.(2)と同じ
- ② 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(休日を除く)

- (4) 上記(3)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行います。

12. 契約等に関する事項

(1) 契約候補者の特定

本プロポーザルにおいて特定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約の相手方として再特定することがある。

- ①最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に該当することとなったとき
- ②最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき
- ③最優秀者が、特定後に本実施要領に掲げる失格事項に該当して失格となったとき
- ④最優秀者との協議の結果、契約締結ができなかったとき
- ⑤最優秀者が、本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑥その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 委託契約金額

委託契約金額は、特定された提案内容・見積金額(委託料率)を基に細部について、市と打ち合わせを行い決定します。また、契約保証金は免除します。

13. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととします。

- (1) 提案書等が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- (4) その他本実施要領の定めにした場合
- (5) 本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為等があった場合
- (6) 審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

(7) 見積書の委託料率が、上限(20%)を上回っている場合

14. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る提案内容の評価及び契約候補者の特定は「佐野市「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクトに係る企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託提案者選定審査委員会」において行います。
- (2) 参加表明書の提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとしします。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出者の負担とします。
- (4) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがあります。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は返却しないものとしします。なお、提出された参加表明書及び提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用することはありません。ただし、本市が、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提案書等の複製、記録及び保存等を行います。
- (6) 本プロポーザルにおける評価結果は公表するものとしします。公表する内容は、プロポーザル参加者名、特定された者の名称、住所及び評価点数となります。
- (7) 本実施要領に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定めます。